資料207-1

# モバイル市場に関する最近の政策動向

2020年11月総 務 省総合通信基盤局

# (1) モバイル市場の現状とこれまでの取組

# 現在のモバイル市場の競争状況

- ▶ 電波の割当を受け、自らネットワーク整備をしてサービスを提供する携帯電話事業者(MNO):
  - NTTドコモ、KDDI(au)、ソフトバンク、楽天モバイル(2020年4月から本格サービス開始)
- ▶ MNOのネットワークを借りてサービスを提供する携帯電話事業者(MVNO):1,128社
  - \* MNO: Mobile Network Operator, MVNO: MVNO: Mobile Virtual Network Operator

# **MNO**

移動系通信(携帯電話、PHS及びBWA)の契約数:1億8,661万

döcomo

(シェア86.8%)

# NTTドコモ

・シェア: 37.3%

•売上高: 4兆6,513億円

- 営業利益: 8,547億円(営業利益率:18.4%)

# KDDI グループ

・シェア: 27.6%

- 売上高: 5兆2.372億円

·営業利益: 1兆 252億円(営業利益率:19.5%)

# au

サブブランド(10/1~)



# ソフトバンク グループ

・シェア: 21.8%

•売上高: 4兆8,612億円

営業利益: 9.117億円(営業利益率:18.8%)

# SoftBank

サブブランド



# 楽天モバイル

(2020年4月から本格サービス開始)

·契約(申込)数:100万契約(6月末)



ネットワークの貸出し

卸料金 の支払い

# **MVNO**

(シェア 13.2%)



# 令和元年度 電気通信サービスに係る内外価格差に関する調査 スマートフォン(MNO:シェア1位の事業者)の推移



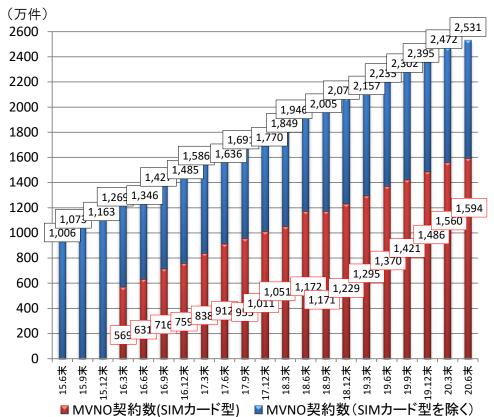
- (注1) 各年度において通貨換算に用いる購買力平価の値がそれぞれ異なる。
- (注2) データ容量月20GBは2016年度から通信料金を調査している。
- (注3) 各年度末時点(2014年度のみ2014年12月時点)の通信料金を調査している。
- (注4) 2016年度においてデュッセルドルフではデータ容量月20GBプランを提供していなかったため、提供プランの中で最も容量が多い(15GB)プランで比較。

# MVNOの状況

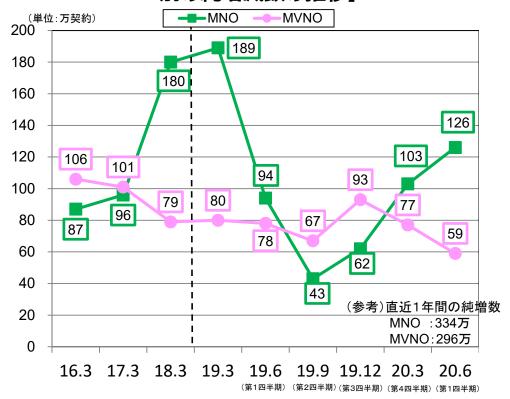
(2020年6月30日時点)

- MVNOサービスの契約数は、全体で2,531万、SIMカード型で1,594万とともに増加傾向。
- □ 直近1年間の純増数は、MNO(334万)がMVNO(296万)を上回っている。

### 【MVNOサービスの契約数の推移】



# 【移動系通信の契約数におけるMNO・MVNO 別の純増減数の推移】



<sup>※1</sup> SIMカード型の契約数は、MNOとは異なる独自の料金プランのデータ・音声サービスをSIMカードを使用して提供する形態のものを集計。契約数が3万以下のMVNOサービスは含まない。

※2 2015年12月末以前は青色グラフがMVNO契約数全体を示す。

# 最近の取組の経緯

#### 2019年

2020年

### 電気通信事業法の一部を改正する法律案提出(3月5日)、成立(5月10日)、公布(5月17日)

→ ①通信料金と端末代金の完全分離、②行き過ぎた囲込みの禁止を規定

### 携帯各社 新料金プラン提供開始(6月~)

→ ①6月 NTTドコモ 新プラン(端末分離プラン)の導入(9,280円/月から6,980円/月への値下げ(データ容量30GBの場合))

②9月 ソフトバンク 期間拘束のあるプランの撤廃・期間拘束のないプランの値下げ

③10月 NTTドコモ、KDDI 期間拘束のないプランの値下げ

### 電気通信事業法の一部を改正する法律施行(10月1日)

→ ①通信料金と端末代金の完全分離: 通信・端末セットを条件とする利益提供の上限2万円 等

②行き過ぎた囲い込みの禁止: 違約金の上限1,000円 等

#### 移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドラインの改正(11月22日)

→ 「SIMロック」の即時解除を義務付け

### 楽天モバイル 正式サービス開始(4月8日)

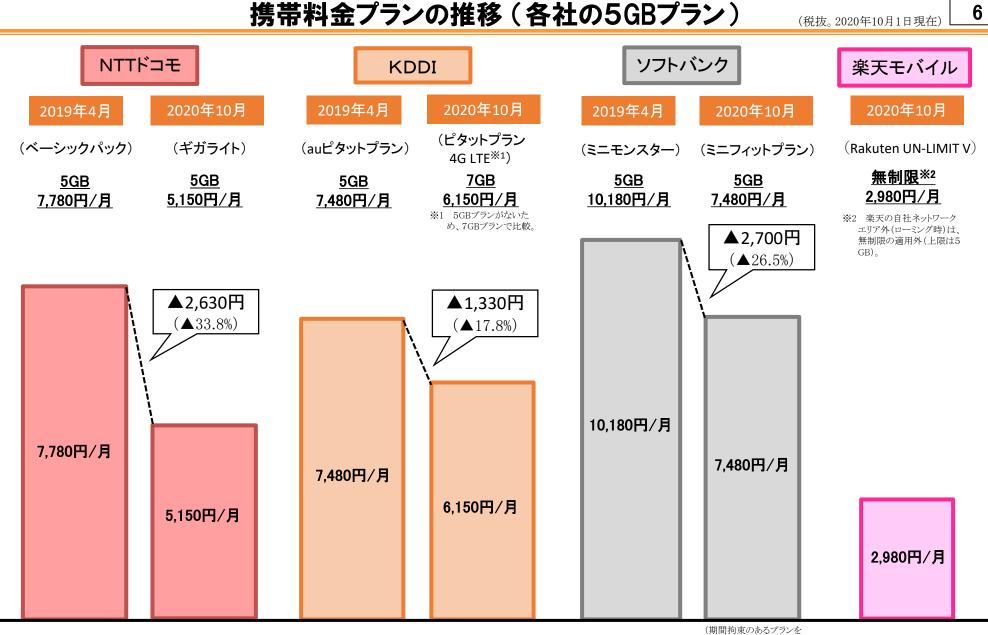
→ 月額2,980円、国内通話無制限・データ容量無制限(自社エリア外は上限5GB。容量超過後の速度制限1Mbps。)

### 競争ルールの検証に関するWG 「競争ルールの検証に関する報告書2020」(10月27日)

→ 番号持運び制度(MNP)の利用環境の整備(手数料の原則無料化、過度な引き止めの禁止、ウェブ受付24時間化)

#### 6

(税抜。2020年10月1日現在)



・ 2019年6月に、新料金プランで▲1,300円

2019年10月に、法施行に伴う新料金プランで▲1,330円

2019年10月に、法施行に伴う新料金プランで▲1,330円

撤廃(2019年9月)。)

2019年9月に、法施行に伴う新料金プランで▲2,700円

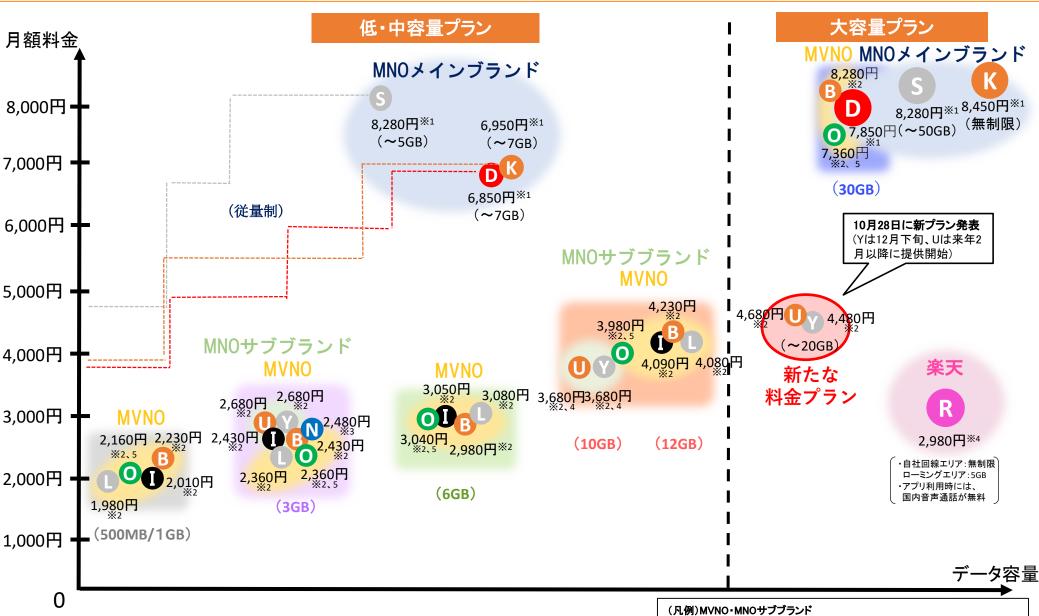
# KDDI及びソフトバンクの新しい料金プラン

● KDDI (UQモバイルブランド) 及びソフトバンク (ワイモバイルブランド) は、2020年10月28日に、 新たな大容量 (20GB) の料金プランを発表。

(特に記載のない限り、価格は税抜。)

	U Qモバイル スマホプランV	ワイモバイル シンプルプラン20
開始時期	来年2月以降	本年12月下旬
月間通信容量	20GB	20GB
容量超過後の 通信速度	1Mbps	1Mbps
月額利用料	3,980円	4,480円
音声	700円 <sup>※</sup> (1回10分以内国内通話 かけ放題オプション)	<del>-</del> (1回10分以内国内通話 かけ放題込み)
月額料金 (合計)	<b>4,680円</b> (税込5,148円)	<b>4,480円</b> (税込4,928円)

# 携帯電話事業者各社の料金プランの比較



※1:1回5分以内の国内通話無料。※2:1回10分以内の国内通話無料。※3:国内通話かけ放題。

※4:月間データ利用量が契約容量を超過した場合の通信速度は、送受信時最大1Mbps。 ※5:オプテージは、au回線プラン利用時の料金。 B:ビックローブ(KDDI系列のMVNO) N:日本通信 Y:Y!mobile(ソフトパンクのサブブランド) U:UQ mobile(KDDIのサブブランド)

O:オプテージ I:IIJ L:LINEモバイル(ソフトバンク系列のMVNO)

(出典:各社HPを基に総務省作成)

# (2) モバイル市場の公正な競争環境の整備に 向けたアクション・プランについて

# 競争ルールの検証に関する報告書2020 概要

- 2019年10月に施行した改正電気通信事業法の施行後1年目のモバイル市場における競争環境を評価・検証。
  - ・「競争ルールの検証に関するWG」(主査:新美育文 明治大学名誉教授)にて検証。
  - ・2020年4月以降、10回の会合を開催し、同年10月27日に「競争ルールの検証に関する報告書2020」を公表。
  - ・通信市場の動向、端末市場の動向、新プランへの移行状況、事業者の経営状況等について、総合的に分析。
- 併せて、モバイル市場に係る課題、固定通信市場に係る課題についても評価・検証。

### 報告書2020の主な内容

- 1. モバイル市場の競争環境に関する検証
- (1) 改正電気通信事業法等による取組の効果
- 期間拘束のあるプラン(2年縛り)の撤廃・縮小 ←改正法施行 (ソフトバンクは完全廃止、ドコモ・KDDIは違約金を引き下げ)
- SIMロック解除件数の大幅増加 ←SIMロックGL改定(2019年11月)(2019年度第4四半期110万件(2016年第1四半期以降、平均22%増)
- 過大なキャッシュバック目当てのMNPの鎮静化 ←改正法施行 (施行前後:51万件(2019年9月)→23万件(2019年10月))
- (2)事業者の動向
- 楽天モバイル:本格サービス開始(4月) (月額2,980円で使い放題)
- KDDI・ソフトバンク: サブブランドの実質値下げ(6月、7月)
   (容量増加(9GB→10GB)、容量超過後の通信速度引き上げ(128kbps/300kbps→1Mbps))
- 日本通信:独立系MVNO初の「かけ放題」プランの導入(7月) (月額2,480円:3GB、電話かけ放題)
- (3)料金水準
  - ドコモ・KDDI・ソフトバンク:約3割の値下げ(期間拘束のないプラン)
  - 国際的には、大容量プランを中心に、なお高位な水準

#### 2. モバイル市場に係る課題

- (1)MNP(携帯電話の番号ポータビリティ)の利用環境改善
  - MNP手数料の引き下げ(3,000円→原則0円)
- 〇 過度な引止め行為を禁止

利用者同意のない自社プランへの誘導、MNP引き止めのためのポイント付与 等

- オンライン受付の24時間化
- (2)販売代理店における「頭金」
- 〇 業界特有の「頭金」という言葉の用法が利用者に混乱
  - → 端末販売に当たっての広告・説明の適正化を要請

#### 3. 固定通信市場に係る課題

- (1)工事費の分割支払いによる囲い込み
- 解約時に高額な残債(2年契約に対し、60回(5年)分割等)
  - → 契約期間に合わせた工事費の分割支払いを可能とするよう要請
- (2)期間拘束契約による囲い込み
- 申込みから開通までの標準的な期間(2週間~2か月)から 見て、無料解約期間(※)が不合理に短い(1か月等)。
  - ※違約金なしで事業者乗り換えが可能な期間
- → 無料解約期間について、3か月以上設けるよう要請

### モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン[概要]

# 令和2年10月27日

#### 1. 基本的な考え方

- |携帯電話は生活必需品となり、国際的に遜色がない水準で国民・利用者にとって分かりやすく納得のできる料金・サービスの実現が必要。
- 総務省は、モバイル市場における公正な競争環境を確保するため、以下の事項を強力に推進。
- 携帯電話事業者においても、公正な競争環境の下、各自の経営判断に基づき、不断の取組みを行うことが期待される。

#### 2. 具体的な取組み

#### [第1の柱] 分かりやすく、納得感のある料金・サービスの実現

- ア 過度に複雑な料金プランやサービスは、利用者の正確な理 解や適切な選択の妨げ。
- イ 公正な競争は、利用者が料金やサービスの内容を理解できる ことが前提。

#### 利用者の理解を助ける

- ① 改正事業法の着実な執行(通信料金・端末代金の完全分離)【本年秋に指針改正】
- ② 誤解を与える表記の是正(「頭金」問題等) 【年度内に調査し、是正】
- ③ 消費者の一層の理解促進(ポータルサイト構築) 【年内に構築、順次拡充】
- (4) 中古端末を含めた端末流通市場の活性化 【引き続き実施】

#### 「第2の柱】事業者間の公正な競争の促進

#### 多様で魅力的なサービスを生み出す

- ア ネットワークの使用料(接続料等)は、MVNOによる料金設定を 左右。適正性の十分な確保が必要。
- イ MNO間の公正な競争環境の整備が必要。

- ① データ接続料の一層の低廉化(3年間で5割減) 【年度内検討開始】
- ② 音声卸料金の一層の低廉化 【来夏までに検証結果公表】
- (3) 周波数の有効利用の促進 【本年度中に検討開始】
- 4 インフラシェアリングの促進 【引き続き実施】

#### [第3の柱] 事業者間の乗換えの円滑化

#### 乗換えを手軽にする

- ア 公正な競争には、現に加入している契約に過度に縛られずに 乗り換えられる環境の整備が重要。
- イ 過度な期間拘束や引き留め、コスト負担、固定と携帯のセット 割引等による過度な囲い込み等の課題が指摘。
- ウ スイッチングコストを低下させるための取組が必要。

- ① 改正事業法の着実な執行(過度の期間拘束の禁止)【四半期毎に進捗を管理】
- ② 番号持ち運び制度(MNP)の利用環境の整備 【来年度より指針施行】
- ③ キャリアメールの持ち運び実現の検討【年度内に検討】
- 4) SIMロック解除の推進 【今秋以降、検討の場を設置】
- ⑤ eSIMの促進 【来夏までに指針を公表】
- 固定と携帯のセット割引等の検証【今秋以降実施】

#### 3. 今後の進め方

- 公正取引委員会や消費者庁と協力するとともに、今後の電波の割当ての際に上記2. の取組みを審査し、条件の実施状況を着実に検証する。
- モバイル市場の競争状況については、毎年検証し、必要に応じて、取組の見直しや追加的な対策を取りまとめる。

# 電気通信事業法の一部を改正する法律(モバイル市場の競争促進に向けた制度整備)

モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るための電気通信事業法の一部を改正する法律※(2019年5月10日成立・5月17日公布)が2019年10月1日に施行。

### 改正法による措置

移動電気通信役務について、携帯電話事業者・ 販売代理店に対して、以下の規律を設け、公正な 競争を促進。

- ① 通信料金と端末代金の完全分離
  - 端末の購入を条件とする通信料金の割引を禁止
  - <u>通信役務の締結を条件とする端末代金の値引き等</u> の利益の提供等を禁止
- ② 行き過ぎた囲い込みの是正
  - 契約の解除を不当に妨げる提供条件を約すること を禁止

※ このほか、販売代理店の届出制度の導入及び事業者・代理 店の勧誘の適正化に係る措置も実施。

### 禁止行為の具体的な内容

(従来)通信料金を原資とした過度な値引き・キャッシュバック(例:10万円端末の0円販売等)

# 禁止される「利益の提供の内容」

→ 端末代金の値引きの上限 2万円 等

(従来)4年縛り契約、違約金9,500円

# 禁止される 「契約の解除を不当に妨げる提供条件の内容」

- → <u>期間拘束は2年まで、違約金\*の上限 1,000円</u> <u>期間拘束ありプランとなしプランの値差170円/月</u> 等
- ※ 違約金とは、期間拘束のある契約を解除する場合に支払いを 要する金銭。

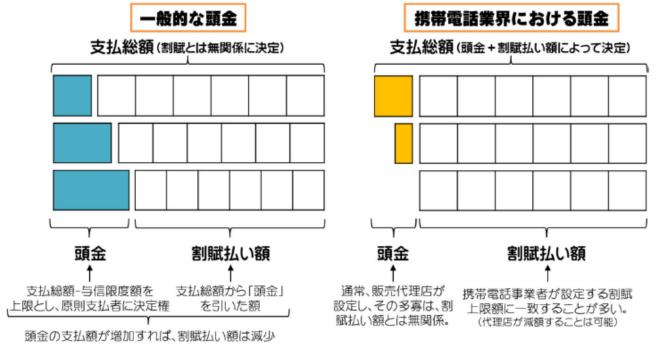
令和 2 年 11 月 10 日総 務 省消 費 者 庁

携帯電話業界における「頭金」の表示や端末販売価格に関する注意喚起 ~携帯電話端末の購入を検討している方へ~

# ポイント

- ☑ 携帯電話業界では他業界と異なり、あらかじめ定められた「割賦払い額」 の上乗せという意味で「頭金」という用語が用いられている場合があります。「頭金」がどのような意味で用いられているか注意しましょう。
- ☑ 「頭金0円」が殊更に強調された広告にはお気を付けください。「頭金」 の減額により、他店より携帯電話端末が安くなるとは限りません。
- ☑ 携帯電話端末の販売価格は店舗ごとに異なります。支払総額の多寡をよく確認した上で購入しましょう。

参考2 一般的な「頭金」と携帯電話業界における「頭金」の用法の差異 (模式図)



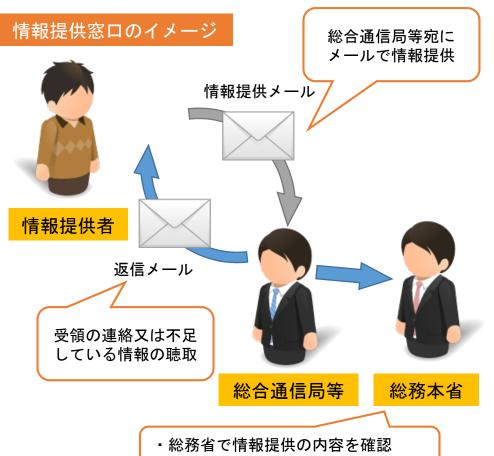
※ あくまで一般論を示したものであり、これ以外の「頭金」の用法が用いられている可能性を否定するものではないことに留意。

参考3 「頭金0円」の訴求イメージ



# 消費者の一層の理解促進・不適正事案の早期発見

- □ 携帯電話の料金やサービスの内容や関連するルール等については、**利用者の十分な理解が醸成されているとは言いがたい** 状況にあるため、**一層の周知・理解促進に取り組む**。
- □ 具体的には、他事業者への乗り換え時の手続き(SIMロック解除を含む)、改正法に適合するプランに移行するメリット等について、わかりやすく解説したウェブサイトを構築すること等により、専門知識がない利用者でも、それぞれのニーズに合ったサービスを容易に選択できるようにする。
- □ また、事業法第27条の3に違反する可能性のある事案等については、これまでも各総合通信局等に設置している通報窓口 を通じて情報入手し、必要に応じて是正を求めてきたところ、**こうした取組を継続的に実施する。**



・違反が疑われる事例への適切な対処

#### 【メールの内容(端末の値引き等)】

【添付ファイル】

キャリア:××株式会社

② 端末名: XPhone

③ 割引額: 45,000円

④ 実施時期: 2020/2/15

⑤ 実施店舗: ○○ショップ▲▲店

⑥ 備考:他社からのMNPでXPhoneを購入した 人に対して、45,000円のキャッ

シュバックを行っていた。

#### 【メールの内容(広告表示)】

- ① キャリア: □□株式会社
- ② 実施時期: 2020/2/15
- ③ 実施店舗: 〇〇ショップ××店
- ④ 備考:ポスターの下部に割引の適用条件

の記載はあったが、文字が小さ

くわかりづらかった。



Yphone

5千円割引

DENKI

# 中古端末を含めた端末流通市場の活性化

- ▶ 通信料金と端末代金の完全分離を踏まえ、端末流通の多様化の動きが見られる。
- ▶ 中古端末の一層の流通促進を図るため、中古端末の安心・安全な流通を促進するための民間事業者団体による認証制度の取組の支援や、中古端末のSIMロック解除の促進等に取り組む。

### リユースモバイルガイドライン (リユースモバイル関連ガイドライン検討会)

#### 初版(2019年3月8日公表)

- 中古端末の外装についての 格付基準 (5段階)を規定
- 中古端末内の利用者情報 の処理方法を規定
- 法令遵守等について規定(古物営業法等)



### 改訂版(2019年11月28日公表)

- バッテリー状態の確認・結果の表示を推奨。
- 販売後の不払等による**ネットワーク利用制限についての保証** を、動作保証とは別につけることを推奨。
- リファービッシュ品 (メーカ等の修理品) について中古端末取扱事業者が確認・表示すべき事項 (メーカ保証の有無等) 等を明示。
- 事業者間取引用の詳細な格付基準を整備(5段階→11 段階)

### リユースモバイル事業者認証制度 (リユースモバイルジャパン)

- ガイドラインに適合しているか等について認証
- 外部有識者等による審査委員会による審査 (実地の確認も 実施)

委員長:新美 育文(明治大学名誉教授) 委 員:北 俊一(野村総合研究所)、

西村 真由美(全国消費生活相談員協会)、長田 三紀(情報通信ネットワーク)、

粟津 浜一(リユースモバイル・ジャパン)

- 2年間の更新制 (更新審査あり)
- 2020年4月15日より受付開始し、同年11月13日、日本テレホン、携帯市場、ソフマップ及びブックオフコーポレーションの4社を第1号認証事業者して認定

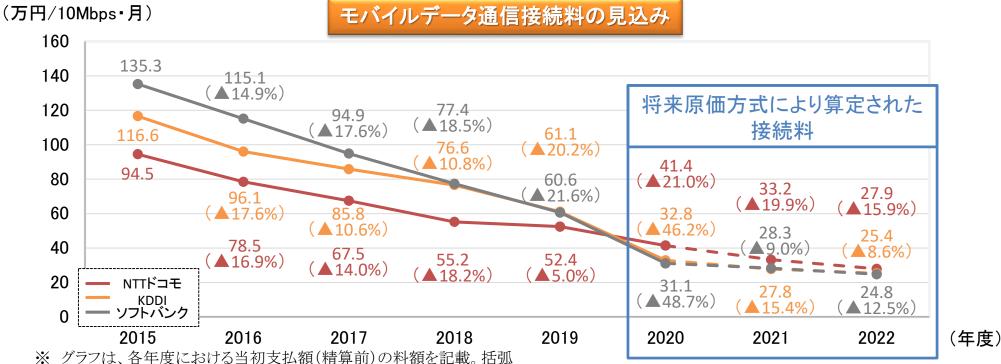


#### ■審査基準

- □ 「リユースモバイルガイドライン」に準拠しているか
- □ 会社概要(リユースモバイル事業売上・事業実態・ 反社対応等)
- □ 社内における統制環境を整備し、管理体制が整っているか
- ※ 商品化センター(本社)、代表直営店(直営店がある場合のみ)、代表FC店(FC店がある場合のみ)のそれぞれの拠点が対象

# データ接続料の低廉化に向けた取組

- モバイルデータ通信接続料については、2020年度から、次のとおり、さらなる適正性を確保。
  - 4Gサービスに加えて、この春から開始される5GサービスもMVNOにおいて利用可能となるよう算定
  - グループ内MNO(UQ、WCP)の二種指定により、キャリアアグリゲーションサービスに係る接続料を算定
  - MVNOにおける予見性確保等のため、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により3年分の接続料を算定
- 5Gサービス、キャリアアグリゲーションに係る原価、需要等を含め、3年分の算定を要することとしたところ、 モバイルデータ通信接続料は、3年間で現状の約半分に下がる見通し。
  - ※ NTTドコモの場合、2019年度52.4万円→2022年度27.9万円。



- 内は対前年度増減率。
- ※ 接続料(2020年度以降)は、4Gと5Gを一体的に算定したもの。
- ※ 現在は、過去の実績(原価、需要等)に基づく「実績原価方式」により 算定している。

(参考)モバイルデータ通信接続料の算定方法 適正な原価 + 適正な利潤 接続料単価 需要(回線容量)

# 音声卸料金の適正化に向けた取組

### (日本通信(MVNO)とドコモの紛争事案に係る総務大臣裁定)

- 日本通信(MVNO・いわゆる格安SIM会社)は、ドコモの音声通話サービスに係る回線卸料金(回線レンタル料)に関し、電気通信事業法の規定に基づき、2019年11月15日に総務大臣に対して裁定を申請。
- 総務大臣は、電気通信紛争処理委員会への諮問(本年2月4日)、同委員会からの答申(本年6月12日)を経て、本年6月30日に裁定を行ったもの。
- 総務大臣による裁定結果で、当事者間の協議成立(債権債務関係の発生)とみなされる。

日本通信の申請事項	裁定内容
1 音声通話サービスに係る 回線卸料金は、 <b>適正な原価</b> <u>に適正な利潤を加えた金額</u> <u>を基本とする料金</u> とすべき。	音声通話サービスに係る回線卸料金を、適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定する。  〈算定方法〉 ・ 適正な原価は、当該役務に用いられる設備の構築・維持・保全に関連する費用、設備への帰属が認められる営業費及び当該役務の提供の際に必要となる営業費とし、適正な利潤は、設備構築に係る資本調達コストとする。 〈適用日等〉 ・ ドコモは6か月以内に新料金を設定し、裁定日に遡及して適用することとする。 ・ 音声卸役務の代替手段として、接続による提供が実現し有効に機能していると客観的に認められる場合、一定期間の後、本裁定による債権債務関係を将来に向かって消滅させることを可能とする。
2 音声通話サービスに係る 回線卸料金を、適正な原価 に適正な利潤を加えた金額 を基本とする料金で、 <b>定額</b> 又は準定額※とすべき。	音声通話サービスに係る回線卸料金を、定額又は準定額で設定すべきと することは適当ではない。

<sup>※</sup> 一通話当たり一定時間内は定額で、一定時間超過後は通話時間に応じて課金される料金

# 「接続料の算定等に関する研究会第四次報告書」

- 本研究会では、電気通信ネットワークのIP化が進展する中、接続料の算定方法や指定電気 通信設備を用いた卸電気通信役務に関するルールの在り方等を検討
- 第四次報告書では、①指定電気通信設備を用いた「接続」と「卸役務」の公正競争確保、 ②モバイル接続料の適正性向上、③NGNの県間通信用設備の扱い等について、検討・フォローアップを実施

### 指定電気通信設備を用いた「接続」と 「卸役務」の公正競争確保

「接続」と「卸役務」の代替性の程度 や代替できない事由などの 課題について検討



「接続」と「卸役務」の代替性に関する検証方法・GLの作成

- ①光サービス卸
- ・代替性が全くないとは評価できない
- ②モバイル音声卸
- ・代替性があるとは評価できない
- ③フレキシブルファイバ
- ・接続としての取扱範囲の明確化が 必要

### モバイル接続料の適正性向上

予測値の算定方法、4G·5G一体接続料、データ接続料原価の適正性 向上について検討



【予測値算定方法の適正化向上】

·予測値算定の基礎となる計算式等 を総務省に開示·提出

【4G·5G-体接続料の適正化向上】

・4G接続料と5G接続料を一体として 設定することが適当

【データ接続料原価の適正性向上】

·費用の抽出·配賦の基準である配 賦整理書を作成し、総務省に提出

#### NGNの県間通信用設備の扱い

優先パケット県間接続料、ベストエフォート県間接続料に対するルール の在り方について検討



【優先パケット県間接続】

・負担金額や接続条件等について、 接続約款に記載を求めるなど、制 度による対応を行うことが適当

【ベストエフォート県間接続】

・料金を含めたサービス見直しの状況、トラヒックの推移や単県POIの増加に向けた対応状況等を注視した上で、制度対応について検討

※ これらのほか、「加入光ファイバの未利用芯線及び報酬額の算定方法」、「NGNのインターネットトラヒック」について検討・フォローアップを実施。

# 指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン

### 検証対象の選定

卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。

検証の 必要あり

→ 検証の必要なし

### 検証ステップ① 代替性の有無の検証

指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能(代替可能)かの検証

代替性あり

▶ ステップ②検証の必要なし

# 検証ステップ②-1 重点的な検証

代替性かし

目的: 料金水準の適正性確保

手法: 適正原価+適正利潤≥卸料金 となっているかを検証

☞「第四次報告書」では、「モバイル音声卸」を「なし」と評価。

総務省による → <sub>妥当性評価</sub> あり

> 「不当」評価の場合、 是正を図るための措置へ

代替性 不十分 検証ステップ②-2 その他の検証

目的: 適正な交渉を促進するための透明性確保

手法: 卸料金と接続料相当額の差分の妥当性を事業者自身が検証

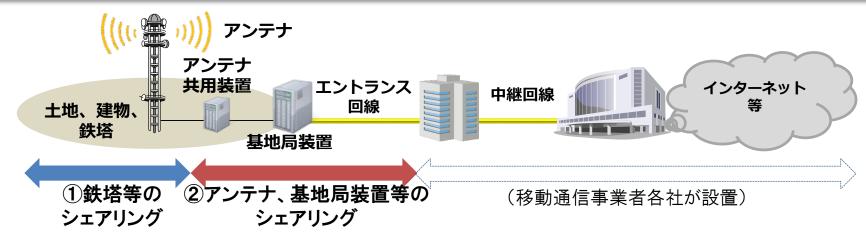
☞ 「第四次報告書」では、「光サービス卸」を「不十分」と評価。

総務省による 妥当性評価 なし

※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

# 「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る 電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の概要

■ 5Gの導入に当たって、鉄塔等の設備を他人に使用させ、又は複数事業者間で共同で使用する「インフラシェアリング」がこれまで以上に重要となることを踏まえ、インフラシェアリングの活用による移動通信ネットワークの円滑な整備を推進する観点から、関係法令の適用関係について明確化を図るもの(平成30年12月策定)。



	①鉄塔等のシェアリング	②アンテナ、基地局等のシェアリング	
事業の登録/届出	電気通信設備に該当しないため、 <b>不要</b>	電気通信設備に該当するため、 <b>必要</b>	
無線局の免許	不要	アンテナ、共用装置等:不要 基地局装置:必要	
提供条件等	電柱・管路ガイドラインに基づき、 <b>公平・公正な条件で提供</b>	接続・共用・卸ルールに基づき、公平・公正な条件で提供	
協議不調の場合	総務大臣の <b>協議命令・裁定</b> 、電気通信紛争処理委員会による <b>あっせん、仲裁を利用可能</b>		
一体的提供の場合	①、②を一体的に提供しようとする場合も、移動通信事業者は、①、②ごとに、 それぞれに適用される規律等に基づき提供を受けることが可能		
聴取範囲の明確化	競争上の地位を危うくすることがないよう、 <b>移動通信事業者の事業計画等の聴取範囲を限定</b>		
コンタクトポイント	一元的な窓口(コンタクトポイント)の設置や	、 <b>標準的な事務処理手続の公表</b> が望ましい	

事業者

B社(移転先)

# 番号持ち運び制度 (MNP)の利用環境の整備

**MNP:** Mobile Number Portability

# 課題①

○携帯電話会社の乗換手数料(MNP手数料)は、 2006年の導入以降(15年間)、各社同額で高止まり



# 方向性

○現行3,000円を原則ゼロ円に引下げ

A社 (移転元)

・オンライン以外の受付の場合は、上限1000円

# 課題②

○携帯電話会社を乗換えようとする利用者に対し、 自社プランへの誘導やポイント付与等による 「過度な引止め」が行われている



# 方向性

・利用者同意のない自社プランへの誘導や、 MNP引き止めのためのポイント付与等の禁止

〇過度な引止め行為を禁止

### 課題③

○オンラインでの受付時間に制約あり(9時~20時等) (新規契約等の手続は、24時間受付が通例)



# 方向性

○オンライン受付けを24時間に拡大

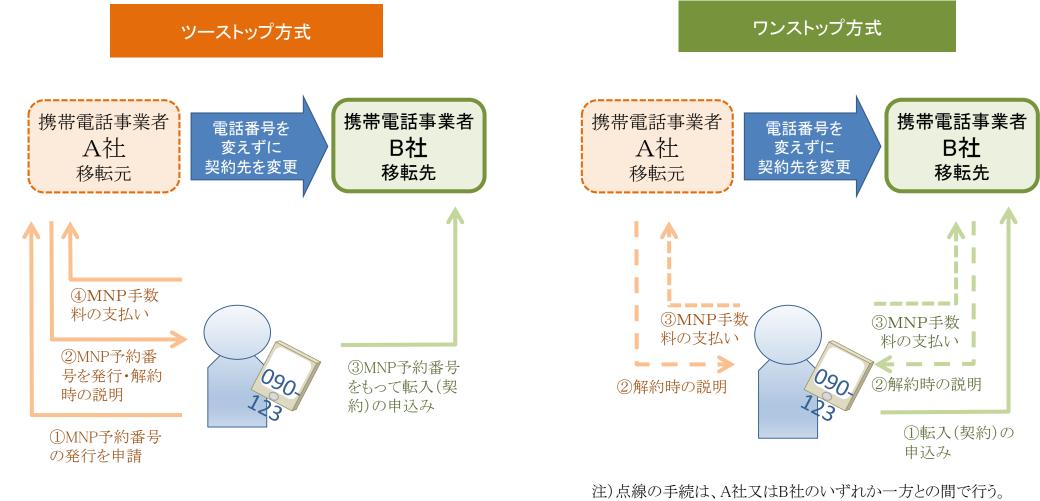


# 施策の効果

- 利用者利便の向上
  - ・利用者にとってMNPを一層使いやすく
- ●事業者間競争の一層の促進
  - ・過度な引止めのない公正な競争を促進

公正な競争を通じて一層の料金の低廉化を期待

・ MNP手続の枠組みにはワンストップ方式とツーストップ方式があるところ、我が国においてはツーストップ方式が採用されている。



# SIMロックについて

- □ SIMカードとは、携帯電話事業者が発行する、利用者が通信サービスを受けるためのICカードで、携帯電話端末に差して利用するもの。
- □ 大手携帯電話事業者は、端末にSIMロックをかけて販売しており、利用者が携帯電話事業者を乗り換える際、SIMロックがかかった端末は使用不可。

### SIM (Subscriber Identity Module)カード

- 携帯電話事業者が発行する、利用者が 通信サービスを受けるためのICカードで、 携帯電話端末に差して利用。
- 電話番号などの情報が記録されており、 携帯電話端末をネットワークに接続する際 の認証に用いられる。
- 日本では、携帯電話事業者が、端末にあらかじめ自社のSIMカードを差して販売するのが一般的。



※ SIMカードにはサイズが複数 あり、端末によって対応してい るサイズが異なる。

(出典:日経コミュニケーション2015年2月号)

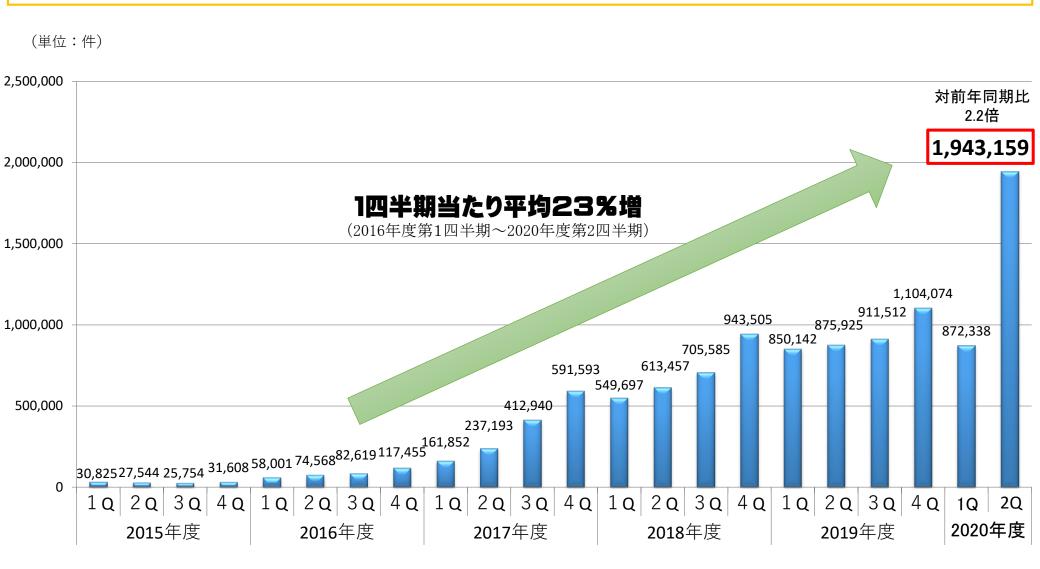
### SIMロック

- 携帯電話事業者が、(自社のSIMカード等)特定のSIMカードが差し込まれた場合にの み動作するよう端末を設定すること。
- 携帯電話事業者を乗り換える際、SIMロックがかかった端末は使用できない。
- 海外渡航時に現地国のSIMに差し替えて 使用することができない。



# SIMロック解除件数の推移

- 〇 SIMロックが解除された端末の数は、2016年度第1四半期以降に大きく増加している(1四半期当たり平均23%増)。
- 2020年度第2四半期には、190万件を突破し、対前年同期比2.2倍となっている。



# SIMロック解除に関するルール及び各社の取組

「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」(2018年1月10日策定)において、利用者が 現在の端末を乗換え先事業者でも使用可能とし、スイッチングコストを低減させるため、SIMロック解除を義務付け。 2019年11月のガイドライン改正を踏まえ、一定の条件を満たした場合には、端末購入時に解除可能。

### SIMロック解除に関するルール

### ■ 購入時

- 一括購入:SIMロック解除端末引渡し(支払確認後)
- · 分割購入:SIMロック解除端末引渡し(信用確認措置実施後)



引渡し

購入者

### 購入時以外

- 一括購入: 即時解除
- 分割購入:
- ① 購入から100日以内:即時解除(信用確認措置実施後)
- ② 購入から101日以降:即時解除
- ③ 前回SIMロック解除時から101日以降:即時解除



インターネットや電話等の 迅速かつ容易な方法



SIMロック解除端末

信用確認措置: 2ヶ月分の保証金支払い、2ヶ月分の前払い、

クレジットカード等の自動的な支払い方法 等(総務省の確認)

### 各社の対応状況

# MNO事業者

■ NTTドコモ、KDDI及びソフトバンクは、SIMロックを設定。

### <購入時の対応>

- NTTドコモは、端末の購入時に、
  - 一括購入又はクレジットカードによる分割払いの場合は、

端末購入者の申出がなくても

SIMロックが解除された状態の端末を渡す取組を実施 (2020年8月から実施)。

- $\rightarrow$  KDDI及びソフトバンクは、
- 一括購入又はクレジットカードによる分割払いの場合は、 端末購入者の申出に応じて、

SIMロックを解除する取組を実施。

# MVNO事業者

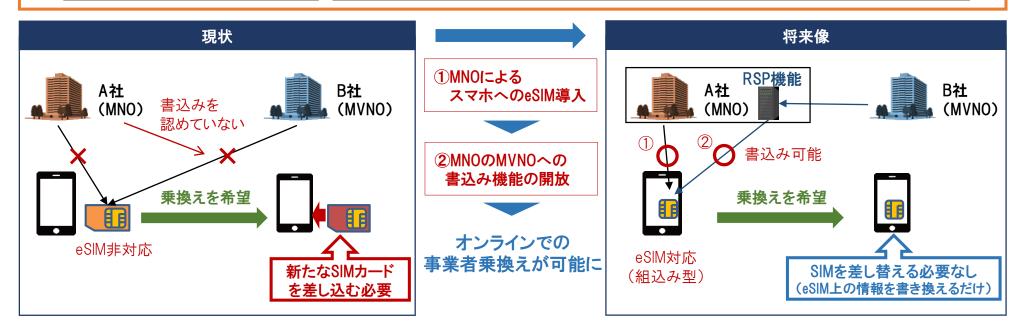
2020年4月より、SIMロックの設定自体を中止。

※ 手数料無料(購入時以外に店舗で手続を行う場合を除く。)

eSIM(組込み型SIM)は、SIMカードを差し替えなくても、オンラインで通信事業者を変更することができるため、
 ①利用者による事業者の乗換えを円滑化(※1)し、②海外旅行客等の利便性の向上に資する(※2)ものとして、

諸外国では広く普及している。

- (※1)MNOからMVNOに乗り換える際、店舗を持たないMVNOにとっては、利用者へのSIMの郵送が不要になるなど、スイッチングコストの低下が期待。 (※2)海外旅行客や訪日外国人が、入国時にSIMを購入・差替えることなく、渡航先の事業者に契約を切り替えることができるようになる。
- 我が国では、国内MNO3社(楽天を除く)は、スマートフォン向けに提供しておらず(タブレット等に限り提供)、 MNOがスマホにeSIMを導入し、MVNOに対して遠隔による書込み(RSP機能)を開放することが期待される。



### 遠隔での書込み機能(RSP: Remote SIM Provisioning)について

- 携帯端末からネットワークにアクセスするための情報をオンラインでSIMに書き込む機能。
- 現在、RSP機能は、MVNOガイドライン上、「開放を促進すべき機能」として位置づけられており、MNOは開放を義務づけられていない。

# タスクフォースの設置について

●「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」(10月27日公表)に基づき、 事業者間の乗換えの円滑化に資する取組について集中的かつ専門・技術的に検討を行うため、 「競争ルールの検証に関するWG」の下に「スイッチング円滑化タスクフォース(仮称)」を設置する。

# 主な検討課題

- ① eSIMの促進
- ② SIMロック解除の一層の推進
- ③ キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討
- ④ MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討
- ⑤ その他スイッチングの円滑化に係る課題

